② 受注者が上記５の⑾の①の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

⑿ 契約後ＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者にＶＥ提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書による。

⒀ 電子入札について

① 電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合は承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（電子入札センターホームページ：http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

⒁ 出来高部分払方式　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒂ 発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注者事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

② 指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼

③ 自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼

④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒃ 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : Otsubo Masato, Director General of Kinki Regional Agricultural Administration Office

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of Fujisakii Conduit (Yamada drain) Repair work, Wakayamaheiya Agricultural Land Disaster Prevention Project

⑷ Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M., 17 July, 2020

⑸ Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M., 18 August, 2020, in case of submission by document : 4 : 00 P.M., 18 August, 2020, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 18 August, 2020

⑹ Contact point for tender documentation : Haresaku Koji Design Division, Rural Development Department, Kinki Regional Agricultural Administration Office, Chojiburocho Sagaru Shimochojamachi Nishinotoindori Kamigyo-ku Kyoto city Kyoto Prefecture 602―8054, Japan. TEL 075―451―9161 ex. 2519

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年７月３日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　成瀬　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第５号

1 工事概要

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　神戸港航路附帯施設基礎工事（第１工区）

⑶ 工事場所　神戸市東灘区向洋町中９丁目地先（六甲アイランド沖）

⑷ 工事内容　本工事は、神戸港航路附帯施設の基礎工及び裏込・裏理工を施工するものである。

⑸ 工期　契約締結の日から令和３年５月31日まで

⑹ 使用する主要な資機材　ガット船、起重機船、潜水士船

⑺ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑻ 本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽ 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾ 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑿ 本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⒀ 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒁ 本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、令和２年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒂ 本工事は、国土交通省が提唱するｉ-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査、工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⒃ 本工事は、休日を確保した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒄ 本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。